

《第63回 函館圏優良土産品推奨会開催要綱》

- 1 目的** 函館圏域観光土産品の中から、品質、公正表示、郷土性等特に優れた観光土産品を推薦することにより、新しい観光土産品の育成・発掘等、観光土産品の振興に寄与すること。
- 2 主催** 函館圏優良土産品推奨実行委員会
〔函館市、函館商工会議所、(一社)函館国際観光コンベンション協会、
みなみ北海道地区観光土産品公正取引協議会〕
- 3 事務局** 〒040-0063 函館市若松町7-15 函館商工会議所 地域振興課 (伊藤)
TEL 0138-23-1181 FAX 0138-27-2111
- 4 日時** 平成31年3月19日 (火) 午前10時より
- 5 会場** フォーポイントバイシェラトン函館 3階 ラベンダーI
- 6 出品申込**
- (1) 出品資格 函館圏〔函館市、渡島・檜山管内〕における土産品製造業者または販売業者
※販売業者の出品は事前に製造業者の許可を得ること
 - (2) 出品商品 観光土産品〔農水産品、菓子、民・工芸品のいずれか〕
出品点数制限なし
 - (3) 参加登録料 一社につき 1,000円
 - (4) 出品料 商品1品につき 700円
ただし11品目より1品につき 500円
 - (5) 出品方法 別紙申込用紙に所定事項記載のうえ、参加登録料、出品料を添えて事務局まで申込ください。
- 7 受付期限** 平成31年3月5日(火)まで
- 8 商品搬入**
- (1) 平成31年3月12日(火)～14日(木) 午前9時～午後5時まで
搬入品は函館商工会議所地域振興課(担当:伊藤)へご持参ください。
賞味(消費)期限に余裕がある、または常温保存可能な場合には、上記期間以外の搬入も可能です。

- (2) 農水産品・菓子は、包装状態審査用（パッケージ及び包装状態が確認できる状態であれば食品が入っていなくても可）と試食審査用（審査委員約15名が一口ずつ試食できる程度の量）をご提供いただきますようお願いいたします。
- (3) 原則として出品商品は返却いたしかねますので、特に返品を希望する場合は、その旨を申込書に必ず明記してください。

9 審 査 実行委員会より委嘱した審査委員が次の事項を基準に審査を行います。

- (1) 観光土産品にふさわしい
- (2) 郷土色が豊かでデザインが優れている
- (3) 品質が優れている
- (4) 包装が優れている
- (5) その他特に長所がみとめられるもの

10 推 樟 品 本審査に合格したものを「函館圏優良土産品」として推奨します。
受賞企業が「みなみ北海道地区観光土産品公正取引協議会」会員の場合は、認定証の貼付を認めます（推奨有効期間：2年間）。
また、「みなみ北海道地区観光土産品公正取引協議会」会員企業の推奨品については、全国観光土産品公正取引協議会へ認定審査会の結果を報告し、認定証書の交付を申請します。

11 入 賞 品 推奨品のうち、特に優秀品を選考のうえ、各部門〔農水産部門、菓子部門、民・工芸品部門〕ごとに、次の賞を授与します。

- | | | |
|---------------------------|-----|----|
| ① 函館市長賞 | 各部門 | 1点 |
| ② 函館商工会議所会頭賞 | 各部門 | 1点 |
| ③ (一社)函館国際観光コンベンション協会会長賞 | 各部門 | 1点 |
| ④ みなみ北海道地区観光土産品公正取引協議会会長賞 | 各部門 | 1点 |
| ⑤ 奨励賞 | 各部門 | 若干 |

※上記賞に関し、委員会において必要と認めた場合には、各賞の増減をする場合があります。

12 発 表 入賞品及び推奨品は出品者に通知するほか、関係機関等を通じてPRさせていただきます。
(入賞品の会議所ホームページへの掲載、市役所1階への展示、北海道産品取引商談会への出展等)